

むつ小川原工業地域立地企業連絡会 会則

(名称)

第1条 本会はむつ小川原工業地域立地企業連絡会と称する。

(目的・事業)

第2条 本会は、むつ小川原工業地域における企業相互の理解を深めるとともに地域開発に係る情報を共有し、互助の精神に基づきよりよい工業地域づくりを目的として、これに必要な事業を行う。

(会員)

第3条 本会は、むつ小川原工業地域に立地した企業（賃貸企業も含む）等をもって組織する。

2 立地企業以外の企業から入会申し込みがあり、世話人代表が必要と認めたときは入会させることができる。

(世話人)

第4条 本会に世話人8人を置き、世話人のうち1人を世話人代表とし、他の世話人のうち1人は会計監査人を兼ねるものとする。

2 世話人及び世話人代表は総会において選出する。

3 世話人代表は会の運営に当たる。

4 世話人の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第5条 本会の運営等について助言を得るため、本会に世話人代表が委嘱する顧問を置く。

2 顧問は3人以内とする。

(総会・臨時会及び世話人会)

第6条 本会は毎年1回総会を開催する。ただし、世話人代表が必要と認めるときは臨時会及び世話人会を開くことができる。総会・臨時会及び世話人会の議長は世話人代表が、これに当たる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は新むつ小川原株式会社青森本部に置く。

(会費)

第8条 本会の会費は年会費1万円とする。ただし、総会において必要と認めるときは、臨時に会費を徴収することができる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

本会則は、2001年5月15日から施行する。

2020年7月15日 第4条改定、第5条追加